

優良個人タクシー事業者認定規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、個人タクシー事業者として良質なタクシー・サービスを提供するとともに、その情報を表示することにより、利用者利便の向上と信頼を確保することを目的とする。

2 本制度運営に必要な細目は「優良個人タクシー事業者認定規則」に定める。

(制度の名称)

第2条 この制度は、優良個人タクシー事業者認定制度（以下「本制度」という。）と称し、通称をマスターズ制度という。

(実施団体)

第3条 本制度は、一般社団法人全国個人タクシー協会（以下「本協会」という。）において実施する。

(称 号)

第4条 本制度は、優良個人タクシー事業者を次の各号の称号で表す。

- (1) ひとつ星（ふたつ星を目指す優良個人タクシー事業者）
- (2) ふたつ星（マスターを目指す優良個人タクシー事業者）
- (3) マスター（優良個人タクシー事業者の最高位）

(制度への参加)

第5条 本協会の会員に所属する個人タクシー事業者が本制度に参加（以下「制度参加者」という。）しようとするときは、申請によりひとつ星認定を受けて制度に参加する。

2 前項の申請には、新規参加のための講習を受講しマスターズ宣言を行わなければならない。

3 制度参加者は、表示灯の中心部に第11条に規定する称号標を貼り付けることが可能な表示灯を装着しなければならない。

4 「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー）の許可期限の更新等の取り扱いについて（平成13年11月15日国自旅第107号）」に基づく代務運転者について、本制度に参加しようとするときは代務運転者を使用しようとする事業者の受けている称号の認定にかかわらず、本規程に基づき新たに制度への参加を行ったうえでひとつ星の認定を受けなければならない。

5 本協会の会員に属する個人タクシー事業者または個人タクシー事業の許認可を受け、かつ、本協会の会員に属する意思のある個人タクシー事業者が第1項の申請を行うことなく会員団体長に対し本制度の参加を申し込み、会員団体長がこれを認めた時は、第1項の規定にかかわらず本協会の会長の承認を得て、制度に参加することができるものとする。ただし、この場合、会員団体長は当該事業者に対し、速やかに第2項に規定する講習の受講及びマスターズ宣言を行わせなければならない。

(新規参加講習)

第6条 前条第2項に規定する講習は、本協会の支部長（以下「支部長」という。）が指定する団体長が次の各号に基づく内容で実施する。

- (1) 制度創設の経緯としくみ
- (2) 個人タクシー事業者として必要な良質なタクシー・サービス
- (3) 安全運転を確保するために必要な事故防止・健康管理等の心得
- (4) 個人タクシー事業者として必要な基本的事項の確認
- (5) その他、支部長が必要とする事項

(マスターズ宣言)

第7条 第5条第2項に規定するマスターズ宣言は、制度参加にあたり本制度の目的を達成するためにマスター事業者となって、良質なタクシー・サービスを提供することを宣誓することをいう。

(制度参加者の義務)

第8条 制度参加者は、信義を旨とし、誠実に本制度の目的を達成するためにマスター事業者となって、良質なタクシー・サービスを提供しなければならない。

- 2 制度参加者は、利用者の多様なニーズに対応するため、定期的にスキルアップ研修を受講することにより、運送に関する知識と接客サービス技能の向上に努め日常営業に役立てなければならない。
- 3 制度参加者は、速やかに認定を受けた称号標を適正に表示しなければならない。ただし、ひとつ星未認定者に対する表示については、第12条の2に定めるとおりとする。
- 4 第5条第4項の代務運転者は、代務運転者を使用しようとする事業者の受けている称号標を使用してはならない。
- 5 特に、マスター事業者は、協会事業に積極的に参加するとともに、スキルアップ研修を受講（修了）して、利用者利便の向上に努めることにより、個人タクシー事業者の信頼回復に貢献することとし、利用者の信用を損なうことがあってはならない。

(認定基準)

第9条 本協会の会長は、本制度の称号(ひとつ星、ふたつ星及びマスター(みつ星))の認定等の判断に用いるため基本認定基準を別表1に定める。

- 2 支部長は本協会の会長の承認を得て、基本認定基準に基づき、地域の実情に即した地域認定基準を定める(変更を含む)ことができる。
- 3 この規程で認定基準とは、第1項の基本認定基準及び前項の地域認定基準をいう。

(称号の認定)

第10条 称号の認定は、前条に定める認定基準に基づき次の各号により行う。

- (1) ひとつ星及びふたつ星の認定は、本協会の会長が行う。
- (2) マスターの認定は、マスター認定委員会が行う。

(称号標の表示義務等)

第11条 制度参加者は、各運輸局または運輸支局の公示(一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の表示等に関する取扱いについて等)を踏まえつつ、別表2に定める制度参加章、マスター称号(以下「称号標」という。)を表示灯に適正に表示しなければならない。なお、称号標の表示灯への適正表示に関しては、別に定める「優良個人タクシー事業者の称号標適正表示に関する規程」による。

- (1) ひとつ星及びふたつ星事業者は、別表2の第1号表示(以下「制度参加章」という。)を表示する。
 - (2) マスター事業者は、別表2の第2号表示(以下「マスター称号」という。)を表示する。
- 2 別表2以外の規格の称号標の使用を必要とする所属団体長は、使用しようとする称号標の規格(原寸大図面または現物)等の具体的資料を添付のうえ申請し、正副会長会議の承認を得なければならない。

なお、当該申請は、所属の会員団体長及び支部長を経由し行うものとする。

- 3 称号標は、車両の代替、破損、汚濁などにより適正表示ができなくなったときは、申し出により再交付を受けることができる。
- 4 本協会は、第1条の目的を達成するため、マスター認定を受けている個人タクシー事業者の所属支部、所属組合、氏名(フリガナ)を記した名簿を本協会ホームページに掲出することにより行う。

(降格等)

第12条 制度参加者が認定基準の一つに抵触したときまたは第2項に該当する入構を行ったときは、降格とする。なお、マスター事業者については、第13条に規定する特定要件を確認しなければならない。

- 2 優良個人タクシー事業者認定規程、優良個人タクシー事業者認定規則及び優良個人タクシー事業者の称号標適正表示に関する規程の遵守を行わず不適正な称号

標を表示し、かつ、行政機関、公益財団法人東京タクシーセンター、一般社団法人神奈川タクシーセンター及び公益財団法人大阪タクシーセンター等の行う優良タクシー乗り場（以下「優良タクシー乗り場」という）へ不正入構を行った個人タクシー事業者または優良タクシー乗り場へ入構資格がないにもかかわらず入構を行った個人タクシー事業者（以下「不正入構者」という。）については、ひとつ星事業者とし当該事業者に対し次の各号の手続きを行うものとする。

(1) 支部長は、傘下会員団体長及び所属団体長（構成団体長を含む）に対し、不正入構者と面会を行い、当該事実を告げるとともに当該事業者にマスターズ届出書（第2号様式）の項目欄「第12条第2項不正入構」項目の「該当」に印を付して提出させるよう指示するものとする。

(2) ひとつ星事業者となる認定日については、前号の事実を告げた日の翌月1日とする。

3 不正入構者のひとつ星である期間について、前項前号の認定日以降最初に到来する12月1日から2年を経過する日までの間とする。

（ひとつ星未認定者）

第12条の2 ひとつ星事業者またはふたつ星事業者若しくはマスター事業者が次の各号の一つに該当する場合は、ひとつ星未認定者とする。この場合は称号標を表示してはならない。

(1) ふたつ星事業者またはマスター事業者が、認定期間満了日までに認定基準に抵触したにもかかわらず必要な届出（第2号様式）を行うことなく提出期限の12月7日を超えた場合

(2) ふたつ星事業者またはマスター事業者が、毎年12月1日認定日時点において、前回認定日から今回認定日の前日までの間に何らの申請または届け出を行わなかった場合

(3) ひとつ星事業者またはふたつ星事業者若しくはマスター事業者が次の一つに該当する場合

イ 認定を受けた称号標以外の称号標を表示している場合

ロ 認定を受けた称号標を表示していない場合

2 所属団体長（構成団体長を含む）は、ひとつ星未認定者を優良個人タクシー事業者の称号標適正表示に関する規程第9条に規定する称号標適正表示管理簿に記載するとともに称号標を表示していないことを確認するものとする。

3 ひとつ星未認定者からひとつ星事業者となるための手続きについては、マスターズ届出書（第2号様式）を提出することによりひとつ星事業者となる。この場合における認定日は、届出を行った日の翌月1日とする。

4 ひとつ星未認定者への対応については、支部、会員団体は本制度を踏まえたうえで、適切な対策・対応を行うためのルールを定めることができるものとする。

(特定要件)

第13条 第12条第1項の特定要件とは、認定基準に抵触した場合において、認定期間満了日まで、マスター称号を継続して表示することが適当でない事項をいう。主な項目は次の各号のとおりとし、支部等の実情に即した項目の設定及び判断基準の内容について、本協会の会長の承認を得てこれを定め、変更することができる。

- (1) 道路運送法等の違反による行政処分
- (2) 道路交通法の違反
- (3) 重大事故
- (4) 所属又は関係する団体が定める適正営業にかかる違反
- (5) 前各号における旅客又は他の運転者からの苦情
- (6) 刑事事件の被告になったとき
- (7) その他、前各号に準ずる行為又は処分等

2 マスター事業者は、特定要件に該当した場合は、速やかに届け出ることとし、直ちにひとつ星となる。ただし、届出事由の発生の日から30日以内に届出があったときは、直ちにふたつ星となる。

3 前項ただし書の適用は、支部の実情により支部長が判断することができる。

(制度からの退出)

第14条 本制度からの退出は、次の各号とする。

- (1) 廃業したとき
- (2) 本協会の会員に所属する個人タクシー事業者でなくなったとき
- (3) 強制退出となったとき

(強制退出等)

第15条 本協会の会長が制度の参加が適当でないと判断したときは、当該制度参加者にその旨を通告して、認定を取消し本制度から強制的に退出させることができる。

2 強制退出となった事業者は、強制退出の日から1年間、本制度に参加することができない。

(権限の委任)

第16条 本協会の会長は、次の各号の権限を支部長に委任することができる。

- (1) ひとつ星及びふたつ星の認定
- (2) 称号標の取り扱い
- (3) 第12条及び第12条の2に規定する降格等の取り扱い
- (4) 第5条第4項代務運転者から制度参加の申し出があった場合の取り扱い
- (5) 第14条第3号強制退出の運用
- (6) 制度の適正な運営管理

2 支部長は、必要に応じて、会員団体長又は所属団体長に、支部長の権限の一部を

委任することができる。

(マスターズ運営委員会)

第17条 支部長は、支部にマスターズ運営委員会を設置し、本制度の適正な運営管理を行う。

(中核リーダー)

第18条 支部長は、本制度の健全運営を図るため、制度参加者の中から運営協力者(以下「中核リーダー」という。)を養成する。

2 中核リーダーの役割は、次の各号とする。

- (1) 本制度の目的の実践
- (2) 本制度の普及活動への積極参加
- (3) 本制度のPR活動への積極参加

3 中核リーダーは、支部長の届出により本協会の会長が認定する。

4 中核リーダーの任期は、認定日から廃業等により本制度から退出する日までとする。

第2章 申請によるひとつ星の認定

(認定対象者)

第19条 申請によるひとつ星の認定の対象者は、次の各号とする。

- (1) 新たに制度に参加しようとする事業者
- (2) 第15条第2項の期間が経過した事業者

(申請)

第20条 申請によるひとつ星認定は、第1号様式「ひとつ星認定申請書」により行う。

(認定条件)

第21条 申請によるひとつ星の認定条件は、次の各号全てに適合していることとする。

- (1) 第5条第2項に規定する新規参加講習を受講している
- (2) マスターズ宣言を行っている
- (3) 表示灯の中心部に称号標を貼り付けることが可能な表示灯を装着している
- (4) ひとつ星認定の称号標の交付を受ける際に、所属団体長に対し、称号標表示が「優良個人タクシー事業者の称号標適正表示に関する規程」の規定に基づき判定を受ける旨の申出を行える者

(申請の時期及び認定日)

第22条 ひとつ星の認定申請は、随時受け付けとし、その認定日は、申請日の翌月1日とする。

(認定期間)

第23条 申請によるひとつ星の認定期間は、認定日から6ヶ月以上経過後の11月30日までとする。

(認定基準に抵触したとき)

第24条 ひとつ星事業者が認定基準の一つに抵触したときは、支部長が指定する日までに届出を行うことにより、認定期間満了日の翌日にひとつ星となる。

2 支部長が指定した日を超えて認定期間満了日までに認定基準に抵触したときは、12月7日までに届出なければならない。その場合のひとつ星となる日は前項記載の日とする。その取り扱いは、次章による。

第3章 届出によるひとつ星の認定

(認定対象者)

第25条 届出によるひとつ星の認定の対象者は、次の各号とする。

- (1) ひとつ星の認定期間内に、認定基準に抵触した制度参加者
- (2) ふたつ星の認定期間内に、認定基準に抵触した制度参加者
- (3) マスターの認定期間内に、特定要件に抵触した制度参加者
- (4) 第12条の2に規定するひとつ星未認定者

(届出)

第26条 届出によるひとつ星認定は、第2号様式「届出書」により行う。

(認定条件)

第27条 届出によるひとつ星の認定条件は次の各号とする。

- (1) 第1条の制度の目的を十分理解している
- (2) 第8条の制度参加者の義務を確実に履行する

(届出の時期及び認定日)

第28条 届出の時期及び認定日は、次の各号とする。

- (1) 第25条第1号及び第2号の届出は、支部長が指定する日までとし、その認定日は、現在の認定期間の満了日の翌日とする。
- (2) 支部長が指定した日を超えて認定期間満了日までに認定基準に抵触したとき

は、12月7日までに届出なければならない。その場合の認定日は、前号記載の日とする。

- (3) 第25条第3号及び第4号の届出は、随時受け付けとし、その場合の認定日は、届出日の翌月1日とする。

(認定期間)

第29条 届出によるひとつ星の認定期間は、次の各号とする。

- (1) 第25条第1号及び第2号の場合は、認定日の翌年の11月30日までとする。
- (2) 第25条第3号及び第4号の場合は、認定日から1年以上経過後の11月30日までとする。

(認定基準に抵触したとき)

第30条 ひとつ星事業者が認定基準の一つに抵触したときは、支部長が指定する日までに届出を行うことにより、認定期間満了日の翌日にひとつ星となる。

- 2 支部長が指定した日を超えて認定期間満了日までに認定基準に抵触したときは、12月7日までに届出なければならない。その場合のひとつ星となる日は、前項記載の日とする。その取り扱いは本章による。

第4章 昇格によるふたつ星の認定

(認定対象者)

第31条 昇格によるふたつ星の認定対象者は、次の各号とする。ただし、第12条第2項に規定する不正入構者については、同項第2号に規定する当該事実を告げた日から2年間は昇格によるふたつ星の認定対象者となることができない。

- (1) 申請によるひとつ星認定期間の満了予定者
- (2) 届出によるひとつ星認定期間の満了予定者

(申請等)

第32条 昇格によるふたつ星の認定は、次条各号のいずれかに該当している場合は申請手続きをしたものとみなして取り扱う。

(認定条件)

第33条 昇格によるふたつ星の認定条件は、次の各号のいずれかに該当していることとする。

- (1) 申請によるひとつ星事業者の昇格のときは、ひとつ星認定期間が6ヶ月以上あり、かつ、その期間において認定基準の全てに適合していること

- (2) 届出によるひとつ星事業者の昇格のときは、ひとつ星認定期間が1年以上あり、かつ、その期間において認定基準の全てに適合していること

(認定日)

第34条 昇格によるふたつ星の認定日は、毎年12月1日とする。

(認定期間)

第35条 昇格によるふたつ星の認定期間は、認定日の翌年の11月30日までとする。

(認定基準に抵触したとき)

第36条 ふたつ星の認定者が認定基準の一つに抵触したときは、支部長が指定する日までに届出を行うことにより、認定期間満了日の翌日にひとつ星となる。

- 2 支部長が指定した日を超えて認定期間満了日までに認定基準に抵触したときは、12月7日までに届出なければならない。その場合のひとつ星となる日は前項記載の日とする。その取り扱いは前章による。

第5章 降格によるふたつ星の認定

(認定対象者)

第37条 降格によるふたつ星の認定対象者は、次の各号とする。

- (1) マスター認定期間内に、認定基準に抵触した制度参加者
- (2) マスター認定期間内に、特定要件に該当した制度参加者のうち、第13条第2項ただし書により30日以内に届出があった者

(届出)

第38条 降格によるふたつ星の認定は、第2号様式「届出書」により行う。

(認定条件)

第39条 降格によるふたつ星の認定条件は次の各号とする。

- (1) 第1条の制度の目的を十分理解している
- (2) 第8条の制度参加者の義務を確実に履行する

(届出の時期及び認定日)

第40条 届出の時期及び認定日は、次の各号とする。

- (1) 第37条第1号の届出は、支部長が指定する日までとし、その認定日は、現在の認定期間の満了日の翌日とする。

(2) 支部長が指定した日を超えて認定期間満了日までに認定基準に抵触したときは、12月7日までに届出なければならない。その場合の認定日は、前号記載の日とする。

(3) 第37条第2号の届出は、随時受け付けとし、その場合の認定日は、届出日の翌月1日とする。

(認定期間)

第41条 降格によるふたつ星の認定期間は、次の各号による。

(1) 第37条第1号の場合は、認定日の翌年の11月30日までとする。

(2) 第37条第2号の場合は、認定日から1年以上経過後の11月30日までとする。

(認定基準に抵触したとき)

第42条 ふたつ星の事業者が認定基準の一つに抵触したときは、支部長が指定する日までに届出を行うことにより、認定期間満了日の翌日にひとつ星となる。

2 支部長が指定した日を超えて認定期間満了日までに認定基準に抵触したときは、12月7日までに届出なければならない。その場合のひとつ星となる日は前項記載の日とする。その取り扱いは第3章による。

第6章 マスターの新規認定

(新規認定対象者)

第43条 マスターの新規認定の対象者は、次の各号とする。

(1) 第32条に基づく認定（以下「自動認定」という。）を受けた者によるふたつ星認定期間の満了予定者

(2) 降格によるふたつ星認定期間の満了予定者

(申請等)

第44条 マスターの新規認定は、第3号様式「マスター認定申請書（新規）」により行う。

2 マスターの新規認定の申請においては、支部長が指定する日以降に発行された、過去3年間以上の記録が記載された運転記録証明書を添付しなければならない。

3 支部長は、必要に応じて添付書類の追加を指示することができる。

(認定条件)

第45条 マスターの新規認定の条件は、次の各号のいずれかに該当していることとする。

- (1) 自動認定によるふたつ星の認定期間が1年以上あり、かつ、ひとつ星認定期間を含め認定基準の全てに適合していること
- (2) 降格によるふたつ星の認定期間が1年以上あり、かつ、その期間において認定基準の全てに適合していること

(申請の時期及び認定日)

第46条 マスターの新規認定申請は、支部長が指定する日までに行うこととし、その認定日は、毎年12月1日とする。

(認定期間)

第47条 マスターの新規認定の認定期間は、認定日の翌年の11月30日までとする。

(認定基準に抵触したとき)

第48条 マスター事業者が認定基準の一つに抵触したときは、支部長が指定する日までに届出を行うことにより、認定期間満了日の翌日にふたつ星となる。

2 支部長が指定した日を超えて認定期間満了日までに認定基準に抵触したときは、12月7日までに届出なければならない。その場合のふたつ星となる日は、前項記載の日とする。その取り扱いは、前章による。

3 特定要件に該当するときは、第13条第2項により速やかに届け出ることとし、直ちにひとつ星又はふたつ星となる。その取り扱いは第3章又は前章による。

第7章 マスターの更新認定

(更新認定対象者)

第49条 マスターの更新認定の対象者は、マスターの認定期間満了予定者とする。

(申請等)

第50条 マスターの更新認定は、第4号様式「マスター認定申請書(更新)」により行う。

2 マスターの更新認定の申請においては、支部長が指定する日以降に発行された、過去3年間以上の記録が記載された運転記録証明書を添付しなければならない。

3 支部長は、必要に応じて添付書類の追加を指示することができる。

(認定条件)

第51条 マスターの更新認定の条件は、マスターの認定期間が1年以上あり、かつ、その期間において認定基準の全てに適合していること。なお、添付書類の取り扱い

は、本制度の認定規則に定める。

(申請の時期及び認定日)

第52条 マスターの更新認定申請は、支部長が指定する日までに行うこととし、その認定日は、毎年12月1日とする。

(認定期間)

第53条 マスターの更新認定の認定期間は、認定日の翌年の11月30日までとする。

(認定基準に抵触したとき)

第54条 マスター事業者が認定基準の一つに抵触したときは、支部長が指定する日までに届出を行うことにより、認定期間満了日の翌日にふたつ星となる。

2 支部長が指定した日を超えて認定期間満了日までに認定基準に抵触したときは、12月7日までに届出なければならない。その場合のふたつ星となる日は前項記載の日とする。その取り扱いは第5章による。

3 特定要件に該当するときは、第13条第2項により速やかに届け出ることとし、直ちにひとつ星又はふたつ星となる。その取り扱いは第3章又は第5章による。

第8章 マスター認定委員会

(マスター認定委員会の設置)

第55条 マスターの認定及び本制度の適正な運営と個人タクシー事業の健全発展に必要な提言を求めるため、本協会の会長は、本制度にマスター認定委員会（以下「本委員会」という。）を設置する。

(委員の委嘱)

第56条 本協会の会長は、正副会長会議の決議を得て、学識経験者又は利用者から本委員会の委員（以下「委員」という。）を委嘱する。

(委員の定数)

第57条 委員の定数は、6名以上10名以内とする。

(委員の任期等)

第58条 委員の任期は、2年とし、本協会の役員の任期等に準じて扱う。ただし、再任することができる。

2 補欠又は増員により就任した委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(委員の解任)

第59条 委員が傷病等により、その職務遂行が困難と認められるときは、正副会長会議において、その委員を解任することができる。

(委員の報酬)

第60条 委員会に出席の委員には報酬を支給する。

- 2 報酬の額は、正副会長会議の決議により会長が定める。
- 3 旅費については、支給しない。

(委員長)

第61条 本委員会の委員長は、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、本委員会の議事を総理し秩序を保持する。

(委員会の開催時期)

第62条 本委員会は、マスター認定に際し開催する。

- 2 前項のほか本協会の会長が必要と認めたときは、本委員会を開催することができる。

(定足数)

第63条 本委員会は、その委員の半数以上の出席がなければ議事を開き、決議することができない。

(表 決)

第64条 本委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(報告義務)

第65条 委員長は、本委員会の審議経過及び結果を本協会の会長に報告しなければならない。

(役員の出席)

第66条 本協会の会長、副会長、専務理事は、必要に応じて本委員会に出席して意見を述べることができる。

(員外の出席)

第67条 委員長は、運営上必要と認めたとき、前条以外の者を出席させ意見を聴取することができる。

(事務の取り扱い)

第68条 本委員会の事務は、本協会の事務局が取り扱う。

第9章 改廃等

(改廃等)

第69条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

2 この規程に定めのない事項については、正副会長会議の決議により会長が別に定める。

附 則 (平成24年7月12日第81回理事会決定) (平成25年3月28日
第83回理事会決定)

(称号等の表示の経過措置)

第1条 規程第11条(称号等の表示)の規定は、平成25年12月1日までを移行期間とする。

(施行期日)

第2条 この規程は、一般社団法人の設立登記の日から施行する。

附 則 (平成25年7月9日 第1回理事会決定)

(制度への参加の特例)

第1条 定款附則第1条に規定する特例民法法人である会員が会員資格を喪失した場合(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の規定に基づく移行期間満了の日に解散したものとみなされる場合を含む)の定款附則同条第3項に規定する会員資格を喪失した日に当該特例民法法人である会員に所属している団体に所属し、かつ、当該資格喪失日に優良個人タクシー事業者認定規程に基づく認定を受けている個人タクシー事業者について、定款附則同条同項に規定する会員資格を取得した日に定款附則同条第2項に規定する承認を受けた候補会員に所属している団体に所属している場合または会費徴収規程附則第1条第2項に規定する一定期間内に会員に所属している団体に所属している場合は、優良個人タクシー事業者認定規程の要件等を充足しているものとみなす。

(施行期日)

第2条 この規程は、定款及び会費徴収規程の附則(平成25年7月24日(第1回

定時総会決定)) における定款附則第2条及び会費徴収規程附則第4条に規定する施行期日である平成25年7月24日から施行する。

附 則 (平成27年3月26日 第6回理事会決定)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年12月2日から施行する。ただし、第11条については、平成27年3月26日から施行する。

附 則 (平成27年7月7日 第7回理事会決定)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年12月2日から施行する。ただし、第11条については、平成27年3月26日から施行する。

附 則 (平成28年3月23日 第8回理事会決定)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成28年3月23日から施行する。